

京都府農林水産技術センターにおける研究不正行為への対応等に関する取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、京都府農林水産技術センター（以下「農林水産技術センター」という。）の研究員が行う研究活動における不正行為防止のための倫理教育、不正行為事案への適切な対処に必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 本規程において、不正行為とは研究活動における次の号に掲げる行為をいう。故意に行われたものとともに、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為も同様とする。

- (1) ねつ造 データ・実験結果を偽造し、これを用いて成果、論文等を作成すること。
- (2) 改ざん データ・機器等を不正に変更、操作し、成果、論文等を作成すること。
- (3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文、または用語を当該他人の了解を得ず、または適切な表示をせずに使用すること。

(責任体制)

第3条 農林水産技術センターにおける研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合に適切に対処するため、最高管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置くものとする。

- 2 最高管理責任者は、農林水産技術センター長とし、研究所全体の研究活動における不正行為の防止、不正行為事案の対処に関し最終責任を負うものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、農林水産技術センターの各部門センター（農林センター、生物資源研究センター、畜産センター、海洋センター）の所長とし、当該部門センターの研究活動における不正行為の防止に努めるとともに、不正行為事案が生じた場合には、最高管理責任者に協力し、適切に対処する。

(研究倫理教育の推進)

第4条 研究倫理教育責任者は農林水産技術センター長とし、研究活動における不正行為を未然に防止するため研究倫理教育を毎年度行うものとする。

(研究員の責務)

第5条 研究員は、研究活動における不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究員は、研究活動における実験ノート、調査野帳など事後の検証を可能とする資料等を保存しなければならない。
- 3 上記資料等は、競争的資金等については、その事業制度に基づき、その他のものも原則として研究期間終了から5年間保存しなければならない。
- 4 研究員は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。また、

この規程に基づく調査等に資料等を開示しなければならない。

(告発受付窓口)

第6条 農林水産技術センターにおける研究活動の不正行為に関する告発及び通報の窓口を農林水産技術センター企画室に置く。

(告発等の方法)

第7条 告発等は、受付窓口で書面（電子メール、ファクシミリを含む。）、電話、面談等により行うものとする。

2 告発等は、氏名を明らかにして行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名または研究チームの名称
- (2) 不正行為の具体的内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的理由

(窓口の対応)

第8条 受付窓口は、第7条の告発等を受けたとき、すみやかに最高管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。

- 2 受付窓口は、当該告発等の対象に他の研究機関に所属するものが含まれる場合は、告発者の同意を得て、当該他機関の長に当該告発等を通知するものとする。
- 3 受付窓口は、調査結果が公表されるまで、告発等に関する情報の秘密保持に努める。
- 4 学会、他の研究機関、報道機関から告発等があった場合においても、同様に対応する。

(証拠の保全措置)

第9条 最高管理責任者は、告発等を受けたとき、関係する部門センターのコンプライアンス推進責任者に通知しなければならない。

- 2 関係する部門センターのコンプライアンス推進責任者は、告発事案に関して証拠となる実験ノート、調査野帳などの資料の保全処置を速やかに講じなければならない。

(予備調査)

第10条 関係する部門センターのコンプライアンス推進責任者は、第9条の通知を受けた場合、最高管理責任者の同意を得て速やかに予備調査を行わねばならない。

- 2 予備調査は、次の各号に掲げる事項について、事情聴取、周辺調査等の方法により行う。
 - (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性について
 - (2) 不正行為とする科学的・合理的理由と不正行為との関連性・論理性について
 - (3) 告発等がされた研究の公表から告発等がされるまでの期間が、事後の検証等が可能となる期間を超えるか否かについて
 - (4) その他、必要と認める事項について
- 3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、予備調査の報告に含めるものとする。
 - (1) 本格的な調査（以下「本調査」という。）の必要性について

- (2) 当該告発等を受けた研究に係る研究費の執行の停止、その他必要な措置を講じることに關する意見について
- (3) 研究活動の不正行為が行われていない可能性が高いと認められる場合は、当該告発等が悪意に基づくものである可能性について
- 4 予備調査の実施に關し、告発者、被告発者および関係者は、誠実にこれに協力しなければならない。また、正当な理由なく、これを拒絶することはできない。
- 5 予備調査の報告は、告発等の受付から、30日以内に行うものとする。

(予備調査委員会)

第11条 予備調査は、次の各号に掲げる委員で構成する予備調査委員会が行う。

- (1) 被告発者の所属する部門センターのコンプライアンス推進責任者
- (2) 被告発者の所属する部門センターの研究担当部長
- (3) 被告発者の所属する部門センターでコンプライアンス推進責任者が指名する者2名
- 2 予備調査委員会に委員長を置き、コンプライアンス推進責任者を持って充てる。委員長は、委員会を統括する。
- 3 予備調査委員会に、副委員長を置き、被告発者の所属する部門センター研究担当部長をもって充てる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
- 4 予備調査委員会の事務は、企画室が行う。
- 5 予備調査委員会は、調査の終了後、直ちに調査結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査)

第12条 最高管理責任者は、予備調査の報告に基づき、当該告発等がされた事案について、本調査を行うか、否かを決定する。

- 2 本調査を行うことを決定した場合は、速やかに本調査委員会を設置し、決定から30日以内に本調査を開始する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、本調査を行うことが決定した場合、その旨を告発者及び被告発者に通知する。また、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合、当該資金配分機関（以下「配分機関」という）及び関係省庁に通知する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その理由を付して告発者および被告発者に通知する。また、予備調査に係る資料等を保存し、告発者等の求めがあれば、開示するものとする。

(本調査委員会)

第13条 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 被告発者の所属するコンプライアンス推進責任者
- (3) 関連する研究分野の農林水産技術センター研究員1名
- (4) 最高管理責任者が必要と認めた外部委員4名

- 2 前項の委員は、告発者及び被告発者と、直接の利害関係を有する者であってはならない。
- 3 本調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者を持って充てる。委員長は委員会を統括する。
- 4 本調査委員会に副委員長を置き、被告発者の所属するコンプライアンス推進責任者を持って充てる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
- 5 本調査委員会の事務は、企画室が行う。

(本調査委員会設置の通知等)

第14条 本調査委員会を設置した場合、最高管理責任者は、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けてから10日以内に、告発者及び被告発者は、理由を付して委員に関する異議申し立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その理由等を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 4 本調査委員会は、当該告発等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。また、調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(本調査の方法等)

第15条 本調査は、当該告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験ノート、調査野帳及びその他資料の精査並びに関係者のヒアリング等により行うものとする。また、必要に応じて被告発者に再実験等を要請し、必要資料の提出を求めることがある。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。また、被告発者が再実験等を要請する場合、それに要する期間及びその機会を与えなければならない。
- 3 第1項の調査に、告発者、被告発者及びその他の関係者は、誠実に協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

(認定の方法)

第16条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査報告書)

第17条 本調査委員会は、設置後150日以内に、次の各号に掲げる事項についての認定を行い、調査結果をまとめた報告書（以下「調査報告書」という）を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為の有無について
- (2) 研究活動の不正行為が行われたと認定した場合には、その内容、不正行為に関与した者とその度合及び不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文・研究における役割について
- (3) 研究活動の不正行為が行われていないと認定した場合は、当該告発の悪意の有無について

(調査結果通知等)

第18条 最高管理責任者は、前条に定める調査報告書に基づき、その結果を告発者及び被告発者等（被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者を含む）に通知するものとする。また、被告発者が他の研究機関に所属する場合は、その研究機関にも通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁の要請があった場合は、調査終了前であっても、中間報告を当該配分機関等に提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知するものとする。

(不服申立)

第19条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたと認定された被告発者等は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、本調査委員会に対して不服申立をすることができる。

- 2 本調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定された告発者は、前条第1項に定める通知を受けてから30日以内に、本調査委員会に対して不服申立をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内の期間であっても同様の不服申立を繰り返すことはできない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、不服申立を受け付けたとき、最高管理責任者は関係者にその旨を通知する。関係者とは、前条の定めにより通知を受けた者、配分機関及び関係省庁とする。不服申立の却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立の審査)

第20条 最高管理責任者は、前条第1項または第2項の不服申立を受け付けたとき、当該事案の再審査を行わせるものとする。

- 2 前項の審査を行う場合、当該本調査委員会は不服申立の趣旨、理由等を検討し、当該事案の再調査を行うか否かを、不服申立を受けた日から概ね10日以内に決定しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、前項の審査結果を告発者、及び被告発者等に通知する。また、再調査を行うとの決定を行った場合には、先の調査結果を覆すに足る資料の提出などの必要な協力を求め、告発者または被告発者等が必要な協力を行わない場合、再調査を打ち切ることができる。

(再調査)

第21条 再調査の方法、報告書および結果通知については、第15条から第18条を準用して行うものとする。

2 前項の規程に関わらず、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から50日以内に調査結果を提出するものとする。

(調査資料の提出)

第22条 最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁から要請があった場合には、当該調査資料の提出等を行うことがある。ただし、調査に支障がある場合などその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(調査結果の公表等)

第23条 調査結果の公表は、流通・ブランド戦略課と協議の上、最高管理責任者（又は農林水産部長）が決定し、調査委員会の調査報告書の内容（項目等）に基づいて速やかに公表する。

(調査中における一時的措置)

第24条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その調査報告を受けるまでの間、当該告発等をされた研究に係る研究費の執行の停止など必要な措置を講じることができる。

(認定後の措置)

第25条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われた旨の調査報告である場合、前条の規定により講じられた措置の延長等を行うことができる。また、当該研究活動に関する論文等の取り下げを勧告する。

2 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われていない旨の調査報告である場合、前条の規程により講じられた措置を解除するとともに、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者及び関係機関に周知するなど被告発者の名誉を回復する措置を講じるとともに、不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項に規定する措置の実施時期は、不服申立ての期間等を勘案して決定するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第26条 告発者が所属する当該部門センターの所長は、告発等（告発等に関する相談を含む）をしたことを理由として、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 当該部門センターの所長は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持)

第27条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口及び調査関係者等は、当該事案に係る公表された内容以外の業務上知り得たことを他に漏らしてはならない。

(処分)

第28条 研究活動の不正行為を行った者および関与した者または悪意に基づく告発等を行った者に、地方公務員法に基づき必要な処分を行うものとする。

(その他)

第29条 研究活動の不正行為等の対処等に関しては、本規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日制定、平成27年1月21日一部改訂 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づいて行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

令和4年4月11日一部改訂

令和4年10月28日一部改訂